

「仕組債等の販売勧誘等を行う外務員の実態に関するアンケート調査」の結果について

平成 23 年 7 月 27 日

日 本 証 券 業 協 会

1. 調 査 目 的 デリバティブ取引等に係る「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正等を受け、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託及びレバレッジ投資信託（以下「複雑な仕組債等」という。）を取扱う外務員資格の検討を行うにあたって、各協会員における複雑な仕組債等の販売勧誘を行う外務員の実態を把握するため。

2. 調 査 期 間 平成 23 年 5 月 16 日から同 23 日まで

3. 調 査 対 象 協会員（会員及び特別会員）

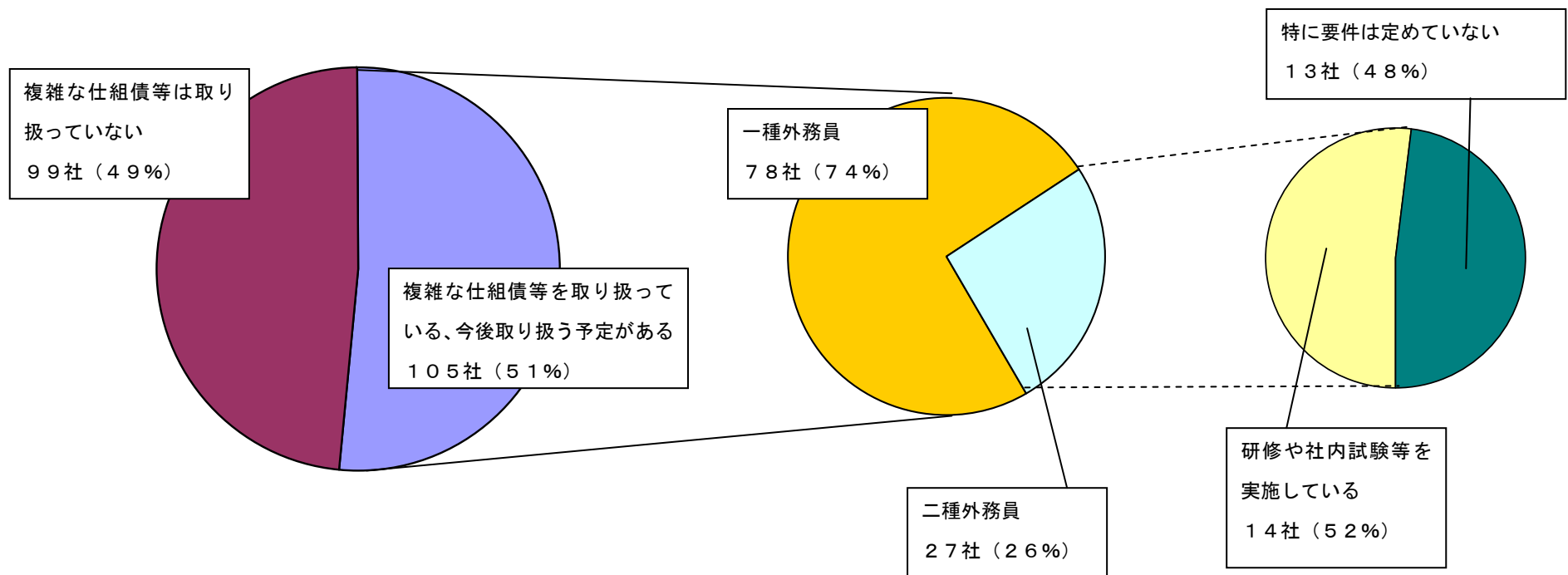
4. 有効回答率 協会員 73%（372社／507社）

〔	会 員	71%（204社／289社）
	特別会員	77%（168社／218社）
〕		

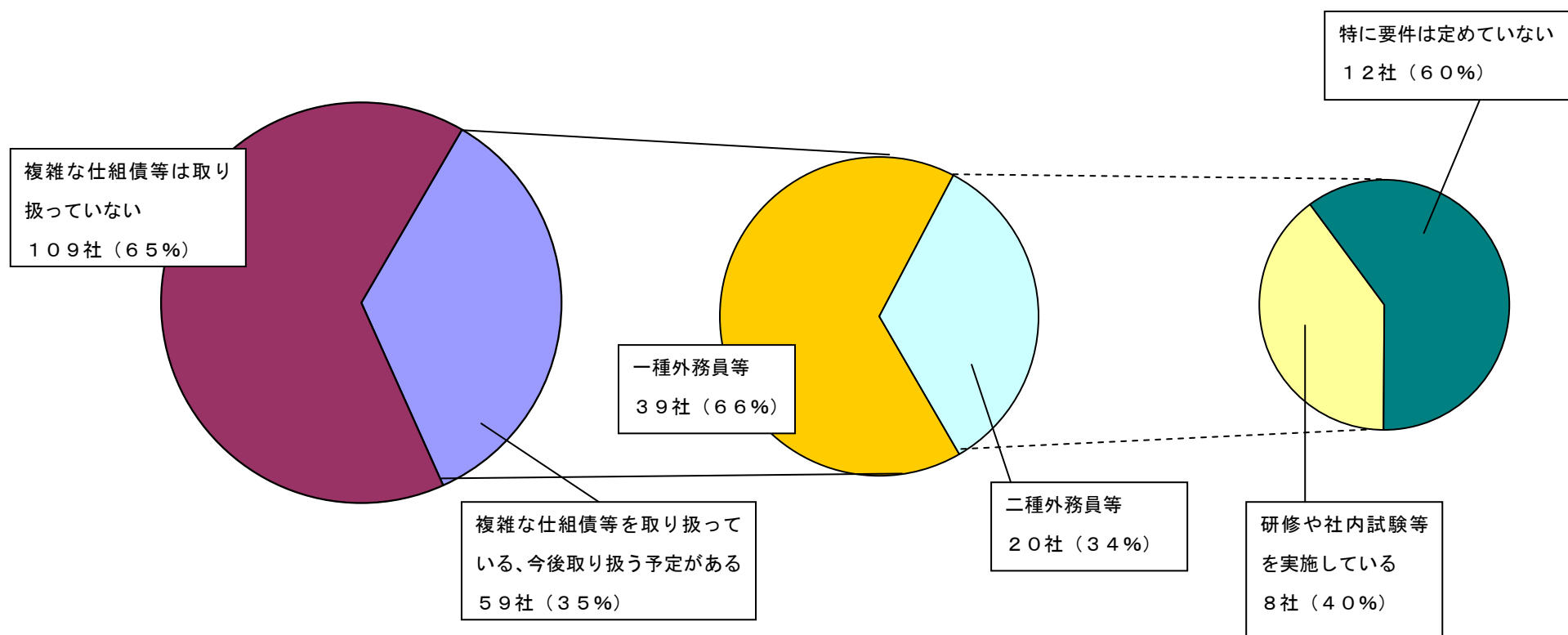
（注）実回答数は協会員 375 社であったが、インターネット専業等の会員 3 社は外務員による投資勧誘等が行われていないことから、有効回答率及び次ページ以降の調査結果から除外している。

1. 調査結果

(1) 会員（有効回答率71%（204社／289社））



(2) 特別会員（有効回答率 77%（168社／218社））



（注）一種外務員等：一種外務員及び特別会員一種外務員

二種外務員等：二種外務員及び特別会員二種外務員

2. 社内研修・試験等の実施状況等

(1) 会員（取扱・取扱予定会社 105 社）

一種外務員で、かつ、研修・社内試験等を実施している 22 社（78 社）

二種外務員で、かつ、研修・社内試験等を実施している 14 社（27 社）

○ 研修や社内試験等の事例

【複雑な仕組債等の取扱い】

- ・ 一種外務員で、かつ、社内研修を実施し、その後のテストの合格者に限定している。
- ・ 一種外務員で、社内研修を受講し、かつ、部店長が一定水準の知識を有していると認めた者に限定している。また、継続研修として、販売の都度事前研修を行っている。
- ・ 一種外務員及び二種外務員で外務員資格取得後3年以上経過した者を対象に社内資格試験を実施し、当該社内資格試験の合格者に限定している。
- ・ 社内規程で定める難易度の低い仕組債の取扱いは、一種外務員及び二種外務員で外務員資格取得後3年以上経過した者を対象に社内資格試験を実施し、当該社内資格試験の合格者に限定している。難易度の高い複雑な仕組債は、左記に加え、「仕組商品販売資格事前学習講座」（eラーニング）を実施し、その後の試験の合格者に限定している。
- ・ 一種外務員、二種外務員にその取扱いを認めているが、商品研究、勉強会等を開催し、商品内容をよく熟知させ販売を行わせている。合わせて、コンプライアンス部門において、商品内容等を十分に理解しているか、任意に外務員に対してヒヤリングを実施し、確認を行っている。

(2) 特別会員（取扱・取扱予定会社59社）

一種外務員・特別会員一種外務員で、かつ、研修・社内試験等を実施している 8社（39社）

二種外務員・特別会員二種外務員で、かつ、研修・社内試験等を実施している 8社（20社）

○ 研修や社内試験等の事例

【複雑な仕組債等の取扱い】

- ・ 特定部署に所属する一種外務員及び特別会員一種外務員で、かつ、証券会社主催の研修を受講した者に行わせることとしている。
- ・ 会員一種外務員資格保有者で、かつ、社内研修を受講した者としている。また、営業責任者及び内部管理責任者については、会員内部管理責任者資格の保有者としている。
- ・ 金融商品仲介業務の担当部に所属する外務員（会員一種外務員資格若しくは会員二種外務員資格が必要）のみに取扱いを認めている。
- ・ 複雑な仕組債の取扱いは、会員一種外務員資格保有者で社内資格試験の合格者としている。複雑な投信等の取扱いには会員二種資格保有者で社内研修受講者としている。

【複雑な仕組債の取扱い】

- ・ 会員一種外務員資格及び会員二種外務員資格の保有者で、社内研修を受講後、社内試験に合格した者としている。
- ・ 会員一種外務員資格及び会員二種外務員資格の保有者で、かつ、社内試験に合格した者としている。

以 上